

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	救命講習 防災訓練の実施
時間軸	備えの段階
内容	<p>救急救命講習 県民の応急手当に関する知識・技能を向上させることにより、震災後の自助・共助の取組を強化し、県民の命を守ることにつながる。</p> <p>防災訓練 防災訓練は、防災関係機関、地域住民、事業所、学校など様々な組織等が、主体的に又は連携して実施している。 防災関係機関が行う訓練は、災害応急活動における技能を高め、防災関係機関相互の連絡協力体制を確立し、実戦的能力をかん養し、災害の発生に際しての対策の迅速化、的確化を図ることを目的としている。 また、地域住民や事業所が行う防災訓練は、「自らの地域(事業所)は自らで守る」という意識の高揚と具体的な防災知識・技術の習得を図ることを目的としている。</p>
実施主体、県の役割等	<p>救急救命講習 県は、救急救命講習を実施する市町村(消防)を支援する。 県民は、救急救命講習に参加し、必要な技術を習得する。</p> <p>防災訓練 地震発生時におけるそれぞれの組織の役割に応じて、実践的な訓練を行う。 県では、各種の防災訓練を実施するとともに、地域住民や事業所などが主体となって実施する防災訓練について必要な助言と支援を行う。</p>
法体系	<p>救急救命 救命講習については、法令なし。</p> <p>防災訓練 災害対策基本法第7条では、住民の防災訓練への参加等の防災への寄与の努力義務が、同法第48条では、防災予防責任者(知事ほか)の防災訓練の実施の努力義務が規定されている。防災訓練に関する法令としては、水防法第35条に水防訓練、電波法第74条の2に通信訓練の実施が規定されている。</p>
取り組み状況	<p>救急救命 地域防災戦略に基づく地域目標として、平成22年末までに、県内生産年齢人口の30%の県民(約15万人)に救急救命講習を実施することを目標に掲げている。平成17年度末で約8万人が受講している。</p> <p>防災訓練 県が主体又は関係する南海地震の発生を想定した防災訓練としては、防災関係機関(6月)、地域住民(9月)、行政機関(1月)それぞれを主体とした応急対策の訓練を実施している。防災関係機関主体の訓練の時には、一般の方々に、南海地震対策と防災を身近に感じてもらうため、「地域防災フェスティバル」を同時に開催している。 これ以外に、トリアージ等の救急救護訓練や非常通信訓練、職員参集訓練、一日震災訓練などの訓練を実施している。また、防災関係機関等が行う訓練についても、県として参加している。 沿岸25市町村の津波からの避難が必要なすべての地域では、津波避難計画に基づき、毎年津波避難訓練を実施することを目標として掲げている。</p>

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となった訓練では、全市町村で開催し、多くの方に参加していただくことが重要であることから、そのための取り組みが重要である。 (平成17年度24市町村で約1万5千人が参加) ・防災関係機関の訓練では、図上演習方式等による災害対策本部の機能確認訓練や、孤立を想定した災害対策支部における訓練など実践的な訓練を実施する必要がある。 ・訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善を図るなど、防災対策の充実強化に繋げていく必要がある。 ・事業所における防災訓練の実施。特に、対策計画を策定する事業所では、津波避難訓練を年1回以上実施するよう求めていく必要がある。
その他	<p>4県(三重県・和歌山県・徳島県・高知県)共同地震・津波県民意識調査では、防災訓練に対する県民意識は、過去一年間に何らかの防災訓練に参加した率は、高知県が4県で最も低い14.6%。参加した訓練は、避難訓練が65.6%、消火訓練が45.6%、応急手当訓練が20.0%と多いが、介護を必要とする人の介助訓練は、5.0%と低い。また、現在行われている訓練について約7割の人が役に立つと評価しているが、約半数が実戦性に欠けるものが多いと感じている。</p>